

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方	
建築物	便所	男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置き式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること。	床置き式の小便器、 <u>壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）</u> その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	壁掛式の小便器についても言及	1
	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下、「移動円滑化経路」という。）	規定なし	<u>（移動等円滑化経路）</u> 建築物が公共用歩廊である場合その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路	建築物が公共用歩廊である場合の規定についても言及	2
		かごの床面積は、 <u>1.83平方メートル以上</u> とすること。	移動円滑化経路を構成するエレベーター かごの幅は、 <u>140センチメートル以上</u> とすること。	面積1.83平方メートル→幅140センチメートル	3
		規定なし	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、 <u>国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</u>	移動円滑化の措置がとられたエレベーターがある旨を見やすい方法により表示する規定についても言及  ※便所、駐車施設はそれぞれの整備項目において規定 現行規則別表第2の1建築物の4便所の項(3)(4)(5)及び5駐車場の項(2)イで規定済	4
		移動円滑化経路の廊下等の幅は、 <u>160センチメートル</u> (共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車いす使用者の利用上支障のないもの)にあつては、 <u>120センチメートル</u> 以上とすること。	移動円滑化経路を構成する廊下等の幅は、 <u>120センチメートル以上</u> とすること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す	5
		(案内板) <u>文字等は、地色と明度の差が大きい色とすること等により読みやすいものとする</u> こと。	1 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板についても言及	6

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方	
	案内設備	点字による表示をすること。	2 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示すための設備についても言及	7
		規定なし	案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。	案内所を設ける場合の規定についても言及	8
道路	歩道	路面は、滑りにくい材料で仕上げること。	歩道等の舗装は、 <u>平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</u>	平たん、水はけについても言及	9
		歩道の有効幅員は、 <u>200センチメートル以上</u> とすること。	歩道の有効幅員は、 <u>道路構造令第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u>  ※道路構造令第11条3項 歩道の幅員は、 <u>歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。</u>	国基準と同じ水準となるよう改正	10
		横断こう配は、 <u>2パーセント以下</u> とすること。	歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、 <u>1パーセント以下とするものとする。</u> ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 <u>2パーセント以下</u> とすることができる。	国基準と同じ水準となるよう改正	11
		<u>路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	12
		横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分のこう配は、 <u>8パーセント以下</u> とすること。	歩道等の縦断勾配は、 <u>5パーセント以下とするものとする。</u> ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 <u>8パーセント以下</u> とすることができる。	国基準と同じ水準となるよう改正	13
		<u>視覚障害者誘導用ブロックの材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	14

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方	
	横断歩道橋	表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	路面は、 <u>平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ</u> とすること。	平たん、水はけについても言及	15
		階段、踊場、及び傾斜路には、 <u>両側に手すりを設けること。</u>	<u>二段式の手すりを両側に設けること。</u>	二段式の手すりについても言及	16
		<u>階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊り場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用床材を敷設すること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	17
		<u>横断歩道橋の照明設備の光源は、けい光ランプ又はけい光水銀ランプとすること。</u>	規定なし	規定せず	18
	地下横断歩道	路面は、滑りにくい材料で仕上げること。	踏面は、 <u>平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ</u> とすること。	平たん、水はけについても言及	20
		階段、踊場及び傾斜路には <u>両側に手すりを設けること。</u>	<u>二段式の手すりを両側に設けること。</u>	二段式の手すりについても言及	21
		<u>階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊り場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用床材を敷設すること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	22
		<u>地下横断歩道橋の照明設備の光源は、けい光ランプ又はけい光水銀ランプとすること。</u>	規定なし	規定せず	23
	横断歩道橋の照明設備は床面において <u>20ルクス以上の照度を確保することができること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	19	

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方	
		<u>地下横断歩道の出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	24
		<u>地下横断歩道の階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	25
公園	出入口	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。 <u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u>	現行ひとまち規則の趣旨を残す	26
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 <u>ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が2センチメートル以下である場合は、この限りでない。</u>	ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ※ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す	27
	園路	階段を設ける場合においては、当該階段は、現行規則別表1の1建築物の階段に定める次の構造に準じたものであること。  踊場を除き、手すりを設けること。  表面は、滑りにくい材料で仕上げること。  主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。  手すりが <u>両側に</u> 設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。  手すりの端部の付近には、 <u>階段の通ずる場所を示す点字を</u> はり付けること。  回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	手すりの端部の付近に点字を貼り付けること、階段の両側に立ち上がり部を設けること等についても規定	28

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方
			<p>踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	
		有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。	国基準と同じ水準となるよう改正
		縦断こう配は、6パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときはその途中に150センチメートル以上の水平な区間を設け、4パーセント以上の部分は手すりを設けること。	縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	国基準と同じ水準となるよう改正
		路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は120センチメートル以上とし、こう配は8パーセント以下とすること。	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けるこ	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。	傾斜路の幅、勾配等についても規定

29

30

31

32

33

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方
			<p>幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>横断勾配は、設けないこと。</p> <p>路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	
	駐車場	車いす使用者用駐車部分は、園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す
	案内板	公園全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とすること等により読みやすいものとする。	当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す
河川	傾斜路	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	<p>幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>&lt;公園の整備項目園路における傾斜路&gt;</p>	現行ひとまち規則の趣旨を残す

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方	
		縦断こう配は、 <u>8パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</u>	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ＜公園の整備項目園路における傾斜路＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す	37
		<u>起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す	38
		水辺側の路側部には、 <u>高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</u>	傾斜路の両側には、 <u>立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u> ＜公園の整備項目園路における傾斜路＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す	39
	遊歩道	有効幅員は、 <u>120センチメートル以上とすること。</u>	幅は、 <u>180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</u> ＜公園の整備項目園路における有効幅員＞	国基準と同じ水準となるよう改正	40
		横断こう配は、 <u>2パーセント以下とすること。</u>	横断勾配は、 <u>1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u> ＜公園の整備項目園路における横断勾配＞	国基準と同じ水準となるよう改正	41
		縦断こう配は、 <u>6パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</u>	縦断勾配は、 <u>5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u> ＜公園の整備項目園路における縦断勾配＞	国基準と同じ水準となるよう改正	42

公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方
	階段	つまづきにくい構造とすること。	段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 ＜公園の整備項目園路における階段＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す
海岸	傾斜路	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。 <u>ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u> ＜公園の整備項目園路における傾斜路＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 <u>この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</u>	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ＜公園の整備項目園路における傾斜路＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		<u>起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</u>	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		水辺側の路側部には、 <u>高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</u>	傾斜路の両側には、 <u>立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u> ＜公園の整備項目園路における傾斜路＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す
	階段	つまづきにくい構造とすること。	段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 ＜公園の整備項目園路における階段＞	現行ひとまち規則の趣旨を残す
建築物以外の路外駐車場	駐車場	車いす使用者用駐車部分は、出入口に最も近い位置に設けること。	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上の高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す



公共的施設	整備項目	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方
		車いす使用者用駐車部分である旨を見やすい方法により表示すること。	路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す
		出入口は、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	現行ひとまち規則の趣旨を残す

50

51